「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成17年11月9日法律第124号)」の抜粋

(定義)

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

(通報等を受けた場合の措置)

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは 同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定に よる報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又 は養介護事業の適性な運営を確保することにより、当該<u>通報</u>又は届出<u>に係る高 齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の</u> 保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使す るものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

- 第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと 思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生 じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた と思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努 めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に 届け出ることができる。
- 5~7 (略)
- 第22条 <u>市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報</u>又は同条第4項の規定による届出<u>を受けたときは、</u>厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の<u>所在地の都道府</u>県に報告しなければならない。